

徳島県監査委員公表第3号

地方自治法第199条の規定に基づき、平成20年度の財政的援助団体等監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年2月17日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 徳島県監査委員 | 数 | 藤 | 善 | 和 |
| 同 | | 福 | 永 | 義 |
| 同 | | 片 | 山 | 隆 |
| 同 | | 児 | 島 | 勝 |
| 同 | | 森 | 田 | 正 |

監査対象団体、財政的援助等の概要及び監査年月日

別表に記載のとおりである。

監査委員の除斥

片山隆司監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、社団法人徳島県林業公社の監査について除斥した。

監査の結果

改善を要するものは、次のとおりである。

1 過年度の債権で回収されてないもの

<財団法人とくしま産業振興機構>

設備資金貸付事業、設備貸与事業及び県単独設備貸与事業で1年以上未収のものがある。回収の努力は認められるが、なお一層の収入確保に努める必要がある。

平成19年度決算額のうち過年度の債権残額 447,330,083円

<徳島県住宅供給公社>

賃貸住宅及び駐車場使用料で1年以上未収のものがある。収入を維持しつつ、入居者間で公平な取扱いがなされるよう、滞納者の取扱基準を定めるなど収入確保に努める必要がある。

平成19年度決算額のうち過年度の債権残額 1,089,550円

2 理事会等の運営で適正でないもの

<財団法人徳島県腎臓バンク>

寄附行為で定められた理事会の承認手続が著しく遅延しているものがある。今後、開催方法の工夫等により、理事会の適正な承認を得る必要がある。

別表

| 監 査 対 象 団 体 | 財 政 的 援 助 等 の 概 要 | 監 査 年 月 日 |
|----------------------|------------------------|-------------|
| 徳島工芸村株式会社 | 出資金 | 平成20年12月19日 |
| 財団法人とくしま産業振興機構 | 出資金, 補助金, 貸付金, 損失補償 | 平成20年12月22日 |
| 財団法人徳島県腎臓バンク | 出資金 | 〃 |
| 財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会 | 出資金 | 平成21年 1月 7日 |
| 財団法人徳島県埋蔵文化財センター | 出資金, 公の施設の管理 | 〃 |
| 徳島県住宅供給公社 | 出資金, 公の施設の管理 | 平成21年 1月 8日 |
| 徳島県土地開発公社 | 出資金 | 〃 |
| 財団法人徳島県農業開発公社 | 出資金, 損失補償 | 〃 |
| 社団法人徳島県林業公社 | 補助金, 貸付金, 損失補償 | 平成21年 1月 9日 |
| 財団法人徳島県総合健診センター | 出資金, 補助金, 損失補償 | 〃 |
| 財団法人徳島県林業労働力確保支援センター | 出資金 | 平成21年 1月28日 |
| 徳島ハイウェイサービス株式会社 | 出資金 | 〃 |